

経済産業省令第二十号

エネルギーの使用の合理化に関する法律の一部を改正する法律（平成二十年法律第四十七号）及びエネルギーの使用の合理化に関する法律の一部を改正する法律（平成二十一年法律第四十七号）及びエネルギーの使用の合理化に関する法律の一部を改正する法律（昭和五十四年法律第四十七号）及びエネルギーの使用の合理化に関する法律（昭和五十四年法律第四十九号）、エネルギーの使用の合理化に関する法律の一部を改正する法律、エネルギーの使用の合理化に関する法律施行令（昭和五十四年政令第二百六十七号）及びエネルギーの使用の合理化に関する法律の一部を改正する法律の施行に伴う関係政令の整備及び経過措置に関する法律の一部を改正する法律の施行に伴う関係政令の整備及び経過措置に関する法律（昭和五十四年法律第四十七号）及びエネルギーの使用の合理化に関する法律（昭和五十四年法律第四十九号）の施行に伴い、並びにエネルギーの使用の合理化に関する法律（昭和五十四年法律第四十七号）及びエネルギーの使用の合理化に関する法律（昭和五十四年法律第四十九号）の施行に伴う関係政令の整備及び経過措置に関する法律の一部を改正する法律の施行に伴う関係政令の整備及び経過措置に関する法律の一部を改正する省令を次のように定める。

平成二十一年三月三十一日

経済産業大臣 二階 俊博

エネルギーの使用の合理化に関する法律施行規則の一部を改正する省令

第一条 エネルギーの使用の合理化に関する法律施行規則（昭和五十四年通商産業省令第七十四号）の一部

を次のように改正する。

第五十条中「第八十七条第十二項」を「第八十七条第十四項」に改める。

様式第二十三を次のように改める。

第二条 エネルギーの使用の合理化に関する法律施行規則の一部を次のように改正する。

第四条中「第二条第一項」を「第二条第二項」に、「千万キロジュール」を「一ギガジュール」に、「〇・二五八キロリットル」を「〇・〇二五八キロリットル」に改める。

第五条の見出し中「第一種エネルギー管理指定工場」を「特定事業者」に改め、同条中「第七条第二項」を「第七条第三項」に「四月末日」を「五月末日」に改める。

第五条の次に次の二条を加える。

第五条の二 法第七条第三項の経済産業省令で定める事項は、工場等を設置している者が設置しているすべての工場等の前年度におけるエネルギーの使用量の合計量（次年度以降におけるエネルギーの使用量が令第二条第一項の数値以上にならないことが明らかである場合にあつては、その旨及びその理由並びに前年度のエネルギーの使用量）及びその設置しているそれぞれの工場等（前年度におけるエネルギーの使用量が令第六条の数値以上のもに限る。）の前年度におけるエネルギーの使用量（次年度以降におけるエネルギーの使用量が令第六条の数値以上にならないことが明らかである場合にあつては、その旨及びその理由並びに前年度のエネルギーの使用量）とする。

(特定事業者に係る指定の取消しの申出)

第五条の三 法第七条第四項の規定による申出は、様式第二による申出書一通を提出してしなければならない。

第六条を次のように改める。

(エネルギー管理統括者の選任)

第六条 法第七条の二第一項(法第十九条の二第一項において準用する場合を含む。)の規定によるエネルギー管理統括者の選任は、次に定めるところによりしなければならない。

一 エネルギー管理統括者を選任すべき事由が生じた日以後遅滞なく選任すること。

二 エネルギー管理統括者若しくはエネルギー管理企画推進者又はエネルギー管理者若しくはエネルギー

一 管理員に選任されている者以外の者から選任すること。

2 特定事業者は、法第十四条第一項の中長期的な計画の作成事務、その設置している工場等におけるエネルギーの使用の合理化に関し、エネルギーを消費する設備の維持、エネルギーの使用の方法の改善及び監視並びに次条に定める業務を統括管理する上で支障がないと認められる場合であつて、経済産業大

臣（当該特定事業者の主たる事務所が一の経済産業局の管轄区域内のみにある場合は、その主たる事務所所在地を管轄する経済産業局長。第四項において同じ。）の承認を受けた場合には、前項第二号の規定にかかわらず、エネルギー管理統括者若しくはエネルギー管理企画推進者又はエネルギー管理者若しくはエネルギー管理員に選任されている者をエネルギー管理統括者として選任することができる。

3 前項の規定は特定連鎖化事業者に準用する。この場合において、「法第十四条第一項」とあるのは「法第十九条の二第一項において準用する法第十四条第一項」と、「その設置している工場等」とあるのは「その設置している工場等及び当該特定連鎖化事業者が行う連鎖化事業者の加盟者が設置している当該連鎖化事業に係る工場等」と読み替えるものとする。

4 前二項の承認を受けようとする特定事業者等は、様式第三に次の書類を添えて、経済産業大臣に提出しなければならない。

- 一 前二項の選任を必要とする理由を記載した書類
  - 二 前二項の規定により選任するエネルギー管理統括者の執務に関する説明書
- 第六条の次に次の五条を加える。

(エネルギー管理統括者の業務)

第六条の二 法第七条の二第一項(法第十九条の二第一項において準用する場合を含む。)の経済産業省令で定める業務は、次のとおりとする。

- 一 エネルギーを消費する設備の新設、改造又は撤去に関すること
- 二 エネルギーの使用の合理化に関する設備の維持及び新設、改造又は撤去に関すること
- 三 エネルギー管理者及びエネルギー管理員等に対する指導等
- 四 第十七条の報告書の作成事務及び法第八十七条第三項の報告の作成事務に関すること

(エネルギー管理統括者の選任又は解任の届出)

第六条の三 法第七条の二第三項(法第十九条の二第一項において準用する場合を含む。)の規定による届出は、エネルギー管理統括者の選任又は解任があつた日後の最初の七月末日までに、様式第四による届出書一通を提出してしなければならない。

(エネルギー管理企画推進者の選任)

第六条の四 法第七条の三第一項(法第十九条の二第一項において準用する場合を含む。)の規定による

エネルギー管理企画推進者の選任は、次に定めるところによりしなければならない。

一 エネルギー管理企画推進者を選任すべき事由が生じた日から六月以内に選任すること。

二 エネルギー管理統括者若しくはエネルギー管理企画推進者又はエネルギー管理者若しくはエネルギー管理員に選任されている者以外の者から選任すること。

2 特定事業者等は、法第七条の二第一項（法第十九条の二第一項において準用する場合を含む。）に規定する業務に関し、エネルギー管理統括者を補佐する上で支障がないと認められる場合であつて、経済産業大臣（当該特定事業者等の主たる事務所が一の経済産業局の管轄区域内のみにある場合は、その主たる事務所の所在地を管轄する経済産業局長。次項において同じ。）の承認を受けた場合には、前項第二号の規定にかかわらず、エネルギー管理統括者若しくはエネルギー管理企画推進者又はエネルギー管理者若しくはエネルギー管理員に選任されている者をエネルギー管理企画推進者として選任することができる。

3 前項の承認を受けようとする特定事業者等は、様式第三に次の書類を添えて、経済産業大臣に提出しなければならない。

一 前項の選任を必要とする理由を記載した書類

二 前項の規定により選任するエネルギー管理企画推進者の執務に関する説明書

(資質の向上を図るための講習の期間)

第六条の五 法第七条の三第二項(法第十九条の二第一項において準用する場合を含む。)の経済産業省令で定める期間は、エネルギー管理企画推進者に選任されている者が法第十三条第一項第一号(法第十条第一項において準用する場合を含む。以下同じ。)に規定する講習を受けた日(エネルギー管理企画推進者に選任されている者が法第十三条第二項に規定する講習を受けたことがある場合には、当該者が受けた当該講習のうち直近のものを受けた日)の属する年度の翌年度の開始の日から起算して三年とする。ただし、当該者が次に掲げる者である場合には、エネルギー管理企画推進者に選任された日の属する年度の翌年度の開始の日から起算して一年とする。

一 法第十三条第一項第一号に規定する講習を受けた日の属する年度の翌年度の開始の日から起算して二年を超えた日以降にエネルギー管理企画推進者に選任された者

二 エネルギー管理企画推進者又はエネルギー管理員を解任された後、当該者が受けた法第十三条第二

項に規定する講習のうち直近のものを受けた日の属する年度の翌年度の開始の日から起算して二年を  
超えた日以降にエネルギー管理企画推進者に選任された者

(エネルギー管理企画推進者の選任又は解任の届出)

第六条の六 法第七条の三第四項において準用する法第七条の二第三項の規定による届出は、エネルギー  
管理企画推進者の選任又は解任があつた日後の最初の七月末日までに、様式第四による届出書一通を提  
出してしなければならない。

第七条の見出し中「第一種エネルギー管理指定工場」を「第一種エネルギー管理指定工場等」に改め、  
同条中「第七条第三項」を「第七条の四第二項（法第十九条の二第一項において準用する場合を含む。）  
」に、「様式第二」を「様式第五」に改める。

第八条第一項中「第八条第一項」の下に「（法第十九条の二第一項において準用する場合を含む。）」  
を加え、同項第一号中「発生した日」を「生じた日」に改め、同項第二号を次のように改める。

- 二 エネルギー管理統括者若しくはエネルギー管理企画推進者又はエネルギー管理者若しくはエネルギ  
ー管理員に選任されている者以外の者から選任すること。

第八条第二項中「第一種エネルギー管理指定工場に」を「第一種エネルギー管理指定工場等に」に、「第一種エネルギー管理指定工場が」を「第一種特定事業者の主たる事務所が」に、「他の第一種エネルギー管理指定工場又は第二種エネルギー管理指定工場においてエネルギー管理者又はエネルギー管理員に選任されている者」を「エネルギー管理統括者若しくはエネルギー管理企画推進者又はエネルギー管理者若しくはエネルギー管理員に選任されている者」に改める。

第八条第三項中「者は」を「第一種特定事業者は」に、「様式第三のエネルギー管理者兼任承認申請書」を「様式第六」に改める。

第九条の見出し中「選任等」を「選任又は解任」に改め、同条中「第八条第二項」の下に「（法第十九条の二第一項において準用する場合を含む。）」を加え、「死亡」を削り、「の属する年度の次年度の六月末日」を「後の最初の七月末日」に、「様式第四」を「様式第七」に改める。

第十条の見出し中「職務」を「業務」に改め、同条中「第十一条」の下に「（法第十九条の二第一項において準用する場合を含む。）」を加え、同条第一号中「設備の維持」を「設備の維持に関すること」に改め、同条第二号中「報告書」の下に「に係る書類」を加える。

第十一条第一項中「第十三条第一項」の下に「（法第十九条の二第一項において準用する場合を含む。

）」を加え、同項第一号中「発生した日」を「生じた日」に改め、同項第二号を次のように改める。

二 エネルギー管理統括者若しくはエネルギー管理企画推進者又はエネルギー管理者若しくはエネルギー管理員に選任されている者以外の者から選任すること。

第十一条第二項中「第一種エネルギー管理指定工場」を「第一種エネルギー管理指定工場等」に、「他の第一種エネルギー管理指定工場又は第二種エネルギー管理指定工場においてエネルギー管理者又はエネルギー管理員に選任されている者」を「エネルギー管理統括者若しくはエネルギー管理企画推進者又はエネルギー管理者若しくはエネルギー管理員に選任されている者」に改める。

第十一条第三項中「者は」を「第一種指定事業者は」に、「様式第五のエネルギー管理員兼任承認申請書」を「様式第六」に改める。

第十二条の見出し中「講習」を「講習の期間」に改め、同条中「第十三条第二項」の下に「（法第十九条の二第一項において準用する場合を含む。）」を加え、「同条」を「法第十三条」に改め、同条第二号中「エネルギー管理員」を「エネルギー管理企画推進者又はエネルギー管理員」に改める。

第十三条の見出し中「選任等」を「選任又は解任」に改め、同条中「第十三条第三項」の下に「（法第十九条の二第一項において準用する場合を含む。）」を加え、「死亡」を削り、「の属する年度の次年度の六月末日」を「後の最初の七月末日」に、「様式第六」を「様式第七」に改める。

第十四条の見出し中「職務」を「業務」に改め、同条中「第十三条第四項」の下に「（法第十九条の二第一項において準用する場合を含む。）」を加え、同条第一号中「設備の維持」を「設備の維持に関すること」に改め、同条第二号中「報告書」の下に「に係る書類」を加える。

第十五条第一項中「第十四条第一項」の下に「（法第十九条の二第一項において準用する場合を含む。）」を加え、「六月末日」を「七月末日」に、「様式第七」を「様式第八」に改め、同条第二項を削る。

第十六条を次のように改める。

#### 第十六条 削除

第十七条中「第十五条第一項」の下に「（法第十九条の二第一項において準用する場合を含む。）」を加え、「六月末日」を「七月末日」に改める。

第十八条中「第十五条第一項」の下に「（法第十九条の二第一項において準用する場合を含む。）」を加え、同条第一号中「販売副生エネルギー等（販売された及び自らの生産に寄与しないエネルギーをいう。）」を「販売した副生エネルギー」に改め、同条中第七号を第九号とし、第六号を第七号とし、同号の次に次の一号を加える。

八 判断基準に定めるベンチマーク指標に基づき算出される値

第十八条中第五号を第六号とし、第四号中「判断の基準」の下に「（以下「判断基準」という。）」を加え、同号を第五号とし、第三号を第四号とし、第二号を第三号とし、第一号の次に次の一号を加える。

二 前年度のエネルギーの使用量が令第六条で定める数値以上の工場等（第一種エネルギー管理指定工場等又は第二種エネルギー管理指定工場等を除く。）にあつては、その使用量

第十八条の次に次の一条を加える。

第十八条の二 特定事業者等は、前条に掲げる事項の報告に併せて、経済産業大臣が定めるところにより、我が国全体のエネルギーの使用の合理化を図るために当該特定事業者等が自主的に行う技術の提供、助言、事業の連携等による他の者のエネルギーの使用の合理化の促進に寄与する取組を報告することが

できる。

第十九条及び第二十条を次のように改める。

第十九条 削除

第二十条 削除

第二十一条の見出し中「第二種エネルギー管理指定工場」を「第二種エネルギー管理指定工場等」に改め、同条中「第十七条第三項」を「第十七条第二項（法第十九条の二第一項において準用する場合を含む。）」に、「様式第十一」を「様式第五」に改める。

第二十二条第一項中「、第十七条及び第十八条」を削り、同条第二項中「この場合において、第十四条第二号中「第十七条」とあるのは、「第二十二条第一項の規定により準用される第十七条」と読み替えるものとする。」を削る。

第二十二条の次に次の四条を加える。

（特定連鎖化事業者の指定に係るエネルギーの使用の条件に関する事項）

第二十二条の二 法第十九条第一項に規定する経済産業省令で定めるものは、次の各号のいずれにも該当

するものとする。

一 定型的な約款による契約に基づき、特定の商標、商号その他の表示を使用させ、商品の販売又は役務の提供に関する方法を指定し、かつ、継続的に経営に関する指導を行う事業を行う者（以下この条において「事業者」という。）が、加盟者の設置している工場等のエネルギーの使用の状況を報告させることができる定め

二 事業者が、加盟者の設置している工場等に関し次の(1)から(4)のいずれかを指定している定め

- (1) 空気調和設備の機種、性能又は使用方法
- (2) 冷凍機器又は冷蔵機器の機種、性能又は使用方法
- (3) 照明器具の機種、性能又は使用方法
- (4) 調理用機器又は加熱用機器の機種、性能又は使用方法

2 事業者と加盟者との間で締結した約款以外の契約書又は事業者が定めた方針、行動規範若しくはマニュアルに前二号の定めが記載され、当該契約書又は方針、行動規範若しくはマニュアルを遵守するものとする定めが約款にある場合には、約款に前二号の定めがあるものとみなす。

（特定連鎖化事業者の指定に係るエネルギーの使用の状況に関する届出）

第二十二条の三 法第十九条第二項の規定による届出は、毎年度五月末日までに、様式第一による届出書一通を提出してしなければならない。

第二十二条の四 法第十九条第二項の経済産業省令で定める事項は、連鎖化事業者が設置しているすべての工場等及び当該連鎖化事業者が行う連鎖化事業の加盟者が設置している当該連鎖化事業に係るすべての工場等の前年度におけるエネルギーの使用量の合計量（次年度以降におけるエネルギーの使用量が令第二条第一項の数値以上にならないことが明らかである場合にあつては、その旨及びその理由並びに前年度のエネルギーの使用量）並びに連鎖化事業者が設置しているそれぞれの工場等（前年度におけるエネルギーの使用量が令第六条の数値以上のものに限る。）の前年度におけるエネルギーの使用量（次年度以降におけるエネルギーの使用量が令第六条の数値以上にならないことが明らかである場合にあつては、その旨及びその理由並びに前年度のエネルギーの使用量）とする。

（特定連鎖化事業者に係る指定の取消の申出）

第二十二条の五 法第十九条第三項の規定による申出は、様式第二による申出書一通を提出してなければ

ばならない。

第二十五条中「様式第十二」を「様式第十」に改める。

第二十六条中「様式第十三」を「様式第十一」に改める。

第二十七条中「様式第十四」を「様式第十二」に改める。

第三十条第三号中「第二号」を「前号」に改める。

第三十三条中「様式第十五」を「様式第十三」に改める。

第三十四条中「様式第十六」を「様式第十四」に改める。

第三十五条中「様式第十七」を「様式第十五」に改める。

第三十七条中「様式第十八」を「様式第十六」に改める。

第三十九条第一項第三号中「第一種エネルギー管理指定工場又は第二種エネルギー管理指定工場」を「特定事業者等の主たる事務所及び特定事業者等の設置している第一種エネルギー管理指定工場等又は第二種エネルギー管理指定工場等」に改める。

第四十二条中「様式第十九」を「様式第十七」に改める。

第四十四条中「様式第二十」を「様式第十八」に改める。

第四十五条中「様式第二十一」を「様式第十九」に改める。

第四十六条中「様式第二十二」を「様式第二十」に改める。

第五十条中「様式第二十三」を「様式第二十一」に改める。

第五十一条中「（第二十二条の規定により準用される場合を含む。）」を削り、「様式第二十四」を「様式第二十二」に改める。

別表第一ナフサの項中「三十四・一ギガジュール」を「三十三・六ギガジュール」に改め、軽油の項中「三十八・二ギガジュール」を「三十七・七ギガジュール」に、重油の項口中「四十一・七ギガジュール」を「四十一・九ギガジュール」に、石油アスファルトの項中「四十一・九ギガジュール」を「四十・九ギガジュール」に、石油コークスの項中「三十五・六ギガジュール」を「二十九・九ギガジュール」に、石油ガスの項口中「五十・二ギガジュール」を「五十・八ギガジュール」に、可燃性天然ガスの項口中「五十四・五ギガジュール」を「五十四・六ギガジュール」に、同項口中「四十・九ギガジュール」を「四十三・五ギガジュール」に、石炭の項口中「二十八・九ギガジュール」を「二十九・〇ギガジュール」に

、同項口中「二十六・六ギガジュール」を「二十五・七ギガジュール」に、同項八中「二十七・二ギガジュール」を「二十六・九ギガジュール」に、石炭コークスの項中「三十・一ギガジュール」を「二十九・四ギガジュール」に改める。

別表第二の備考中「工場」を「工場等」に改める。

様式第一から第二十二までを次のように改める。

様式第二十三及び様式第二十四を削る。

## 附 則

### ( 施行期日 )

第一条 この省令は、平成二十二年四月一日から施行する。ただし、第一条の規定は平成二十一年四月一日から施行する。

### ( 経過措置 )

第二条 エネルギーの使用の合理化に関する法律の一部を改正する法律による改正後のエネルギーの使用の合理化に関する法律（以下「新法」という。）第七条第三項に規定する特定事業者（以下「特定事業者」という。）についてのこの省令による改正後のエネルギーの使用の合理化に関する法律施行規則（以下「新規則」という。）第五条の規定の適用については、平成二十二年度においては、同条中「毎年度五月末日」とあるのは、「平成二十二年七月末日」とする。

第三条 特定事業者についての新規則第六条の四第一項第一号の規定の適用については、平成二十二年度においては、同号中「六月」とあるのは、「九月」とする。

第四条 前二条の規定は新法第十九条第二項に規定する特定連鎖化事業者（以下「特定連鎖化事業者」という。）に準用する。

第五条 特定事業者及び特定連鎖化事業者についての新規則第十五条の規定の適用については、平成二十二年において、同条中「毎年度七月末日」とあるのは、「平成二十二年十一月末日」とする。

第六条 特定事業者及び特定連鎖化事業者についての新規則第十七条の規定の適用については、平成二十二年においては、同条中「毎年度七月末日」とあるのは、「平成二十二年十一月末日」とする。